

1章 計画の基本的考え方【P 1】

計画の主旨

河川法の目的が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成20年1月に策定された「雄物川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事の目的・種類・場所等の具体的事項を示す法定の計画を策定するもの。

河川整備の基本理念

■安全で安心が持続できる雄物川の実現

○地域の社会、経済、歴史、文化の基軸となっている雄物川にふさわしい安全と安心の実現を目指す。

○地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然、歴史、社会特性を踏まえた効率的・効果的な河川の維持管理に努める。

■雄物川の豊かで多様な自然環境の保全と次世代への継承

○雄物川の豊かで多様な自然環境と河川景観を守り、次の世代へ引き継ぐため、行政と地域の連携と協働のもと、地域との関わりが深い農業や漁業等に配慮しつつ、流域一体となった河川環境の創出・復元・保全を目指す。

■雄物川を軸とした人・歴史・自然が調和した活力ある地域の創造

○雄物川が基軸となって形成された歴史・文化や自然環境が調和した人と川とがふれあえる場の整備・保全に努め、そこを拠点として地域の人々の交流や参加・連携を促すことにより、地域の活性化を目指す。

計画の対象区間

国土交通省の管理区間(大臣管理区間)である 182 kmを対象とする

計画の対象期間

計画対象期間は、概ね30年間

2章 雄物川の概要【P 7】

3章 雄物川の現状と課題【P44】

治水に関する事項

【現状】
○雄物川の治水安全度は低く、流下能力の不足している箇所が多く存在。

【課題】
○雄物川の特性と治水安全度
○東北地方太平洋沖地震を踏まえた課題

○堤防の整備状況
○洪水調節施設の整備状況
○内水被害
○土砂動態
○河川管理施設の維持管理
○河道の管理
○ダムの維持管理
○危機管理

利水に関する事項

【現状】
○玉川ダムの完成により下流域の流況の変動は安定傾向だが、未だ渇水の年も発生。

【課題】
○河川の流況
○河川水の有効利用

自然環境に関する事項

【現状】
○雄物川は自然豊かな河川環境や景観が多く、多様な動植物が生息。

【課題】
○動植物の生息・生育・繁殖環境
○水質
○景観
○河川の利用
○地域住民と自然の関わり
○地域との連携

4章 河川整備の目標に関する事項【P87】

洪水、高潮、津波等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

○目標設定の背景
○整備の目標
(1)代表洪水への対応
(2)河川管理施設等の安全性向上
(3)内水被害への対応
(4)大規模地震等への対応
(5)危機管理体制の強化

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標

○目標設定の背景
○整備の目標
(1)流水の正常な機能の維持
(2)河川の適正な利用

河川環境の整備と保全に関する目標

○目標設定の背景
○整備の目標
(1)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全
(2)水質の維持・改善
(3)良好な景観の保全
(4)人と河川とのふれあいの場の維持・創出

河川の維持管理に関する目標

○目標設定の背景
○維持管理の目標
「治水、利水、環境」の目的を達成するため必要な機能を維持
(1)河川管理施設の維持管理
(2)河道の維持管理
(3)河川空間の管理

5章 河川整備の実施に関する事項【P96】

河川の整備に関する事項

○洪水、高潮、津波等による災害の発生防止または軽減に関する整備

(1)堤防の量的整備
(2)堤防の質的整備
(3)河道掘削等
(4)ダムの建設
・洪水調節
・流水の正常な機能の維持
・かんがい用水の補給、水道用水の供給
・発電
(5)内水対策
(6)地震、津波対策
(7)老朽化対策

○河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(1)流水の正常な機能の維持
(2)河川の適正な利用
・適正な水利用
・河川水の有効活用

○河川環境の整備と保全に関する事項

(1)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全
・良好な河川環境の保全
・魚類遡上環境の保全
・外来種対策の実施
・河川環境のモニタリング
(2)水質の維持、改善
(3)良好な景観の保全
(4)人と河川とのふれあいの場の整備
・河川空間の整備
・ダム貯水池周辺活性化支援

河川の維持に関する事項

■河川維持管理計画
河川特性を十分に踏まえ、具体的な維持管理の計画を作成し、河川の状態変化に応じた「サイクル型維持管理」により効率的・効果的に実施

○河川の維持管理

(1)河川の調査
・河川の巡視、点検
・河川流水状況の把握
・洪水後(洪水時)の状況把握
・水文観測調査
(2)河川管理施設の維持管理
・堤防の維持管理
・樋門・樋管等の維持管理
・護岸の維持管理
・その他施設の維持管理
(3)河道の維持管理
・河道管理
・樹木管理
・河口砂州の維持管理
(4)河川空間の管理
・河川空間の保全と利用
・不法占用、不法行為の防止
・塵芥処理

○環境教育の支援

・河川愛護の啓発
(5)管理の高度化

○ダムの維持管理

○危機管理体制の整備・強化

(1)洪水時の対応
・洪水予報及び水防警報等
・洪水時の巡視
・河川管理施設の操作等
(2)地震、津波対応
(3)水質事故時の対応
(4)河川情報の収集、提供
(5)洪水ハザードマップの作成支援
(6)水防活動への支援強化

○総合的な土砂管理のモニタリング

○長期的視点をもった調査・検討(治水、利水、環境に関する調査検討の継続)
○河川整備の重点的、効果的、効率的な実施(コスト縮減、事業の重点化・迅速化、フォローアップ、必要に応じて見直し)
○住民参加と地域との連携による川づくり(住民参加による活動の推進、河川愛護の啓発等)

河川整備を総合的に行うために必要な事項